

ご契約者各位

フローラル共済株式会社

民法改正(2020年4月1日施行)に伴う約款改定について

2020年4月1日に施行される改正民法(明治29年法律第89号)を踏まえ、約款の変更に関する変更事項について、以下にご案内します。

約款の改定内容

- 「無効」から「取消」への変更
- ・改正民法では、錯誤による意思表示の結果が「無効」から「取消し」に改められます(民法第95条)

これにともない、弊社でも令和2年4月1日付で入院保障付死亡保険普通保険約款・定期保険普通保険約款の第22条「契約年齢および性別の誤りにかかわる処理」についての約款規定を改定します。

約款の改定内容

第22条(契約年齢および性別の誤りにかかわる処理)

被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、次のように処理します。

- (1) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢および性別が、会社の定める範囲内であったときは、実際の年齢および性別にもとづいて保険金額および保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。
- (2) 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年齢および性別が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。

以上

改定対象となる約款一覧(令和2年4月1日改定)

- ・ [入院保障付死亡保険普通保険約款\(フローラル共済・なでしこくらふ\)](#)
- ・ [定期保険普通保険約款\(フューネラルサポート絆・家族の絆\)](#)